

# 令和7年度部活動方針

令和7年4月  
福島県立南会津高等学校（本校舎）

- 福島県教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を守り、適切な休養日と練習時間を設定します。
  - ※ 福島県教育委員会のホームページ「部活動の在り方に関する方針」  
(URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/577866.pdf>)
- 各部の顧問が、練習及び大会などの年間計画を作成し配布することにより、生徒及び保護者の皆さまが、見通しを持って計画的に学習と部活動、ご家庭の生活や地域の活動などに取り組めるようにします。
- ハイシーズンとオフシーズンを明確にして活動します。
- 自主的、自発的な活動となるよう、多様なニーズや意見を把握しながら、生徒一人ひとりが意欲的に取り組むことを目指します。
- 適切な指導及び事故防止を徹底します。

## 1 休養日について

- 平日週1日及び土日のいずれかを月2日以上、休養日とします。
  - ※ 生徒の健康・安全を第一に考え、年間を通じて十分な休養日が確実にとれるよう計画し活動します。
- 休養日については、部活動単位で設定します。詳しくは、各部の年間計画をご覧ください。
  - ※ 大会などにより、やむを得ず休養日に活動する場合は、別日に新たな休養日を確保します。
- 定期考査試験の1週間前から定期考査期間中（※ 定期考査最終日は除きます。）にかけては、原則部活動を休止とします。
  - ※ この期間が、大会の直前である場合に限り、校長の承認のもと、1時間程度、練習などを行う場合があります。
- 生徒が、学習を進めたり、諸行事やボランティア活動などに参加して、ご家族の皆さまや地域の方々と多くの時間を共有して自分自身の視野を広げたりするとともに、教職員の多忙化解消も図るため、お盆期間や年末年始の学校閉庁日も、休養日とすることを徹底します。

なお、本校では、令和6年度については、夏季休業中の令和7年8月12日（火）から8月15日（金）までの5日、冬期休業中の令和7年12月28日（日）から令和8年1月3日（土）までの7日間を学校閉庁日とします。

## 2 練習時間について

- 平日2時間、学校の休業日3時間を上限とします。
  - ※ 遠征、合宿、練習試合、合同練習会などにより、上限を超えた場合、休養日を増やすなどの方法で調整します。

## 3 その他

- 学校行事や出張により顧問が不在の場合などには、練習日や活動内容、休養日が急きよ変更になる場合がありますのでご了承ください。
- 部活動に関するお問い合わせ先 電話 0241-62-0066  
(平日：午前7時45分～午後4時45分)
  - ・ 部活動全般に関すること : 教頭
  - ・ 各部の活動に関すること : 各部顧問